

公益財団法人 仁科記念財団
第2回 運営会議・運営諮問委員会 議事次第

日 時：2024年5月20日（月）18:00~19:00
形 式：WEB会議（by Zoom）

議長：理事長

1. 開会

2. 報告事項（矢野総務担当常務理事）

- ① 第46回理事会が5月20日に開催され、第14回定時評議員会に諮る①令和5年度事業報告書案と決算書案を承認。②矢野安重常勤常務理事の常勤を解く件を承認。また、第14回定時評議員会を6月10日に科研製薬株式会社の「仁科倶楽部」に於いてハイブリッドで開催することとした。
- ② 5月1日付で、内閣総理大臣より「税額控除に係る証明書」（資料）を受領した。今後は、当財団への寄附者および賛助会員は、この証明書の写しと当財団が発行する寄附領収書を確定申告書に添付し、所要事項を記入することにより、税額控除を受けることができる。
- ③ 中村道治評議員をリーダーとして「賛助会員・寄附者拡大」を進めている。これまでに、2法人の賛助会員入会（20万円／1口）が決まった。さらに、会員を増やすべく奮闘中。

3. [運営諮問委員会への諮問事項] 理事長

- ① 本年度の第70回仁科記念講演会のテーマ（資料）について（早野常務理事）
- ② 仁科記念賞授賞式次第（資料）と本年度の第70回仁科記念賞授賞式を<12月6日（金）18:00~20:00）に学士会館>で開催することについて（藤川常務理事）
- ③ 2024年版「財団案内」について：以下に「暫定版」（矢野常務理事）

資料：URL

<https://www.nishina-mf.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/■■■■2024AnnaiZantei.pdf>

- ④ 「仁科記念室史料に関する財団と理研の協定」（資料）について（伊藤監事）
- ⑤ NAA受賞者講演会について：（永長委員長）

[運営諮問委員会] 議長：永長直人委員長

- 議題 1. 前回議事録（案）の確認（資料）
- 議題 2. ①について：早野常務理事
- 議題 3. ②について：藤川常務理事
- 議題 4. ③について：矢野常務理事
- 議題 5. ④について：伊藤監事

議題 6. ⑤について：永長委員長

4. 次回日程 その他

6月10日（月）第13回定時評議員会（科研製薬株式会社「仁科倶楽部」ハイブリッド）

7月の第3回運営会議・運営諮問委員会

5. 閉会

【公印・契印（省略）】

府 益 担 第 3 6 0 号
令 和 6 年 5 月 1 日

公益財団法人仁科記念財団
代表者 梶田 隆章 殿

内閣総理大臣
岸田 文雄

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和6年5月1日 から 令和11年4月30日 まで

公益財団法人 仁科記念財団
第1回 運営会議・運営諮問委員会 議事録（案）

日 時：2024年4月23日（火）17:30~19:00

形 式：WEB会議（by Zoom）

出 席：

運営諮問委員（委員現在数7名）出席者4名：

永長直人、中畑雅行、藤澤彰英、村尾美緒

理事：

梶田隆章、早野龍五、藤川和男、矢野安重、安藤恒也、家泰弘、佐々木節、
須藤靖、十倉好紀

監事：

荒船次郎、伊藤公孝

オブザーバー：

永宮正治、西村純、山田作衛

事務局：

松林孝昭

議長：梶田隆章理事長

1. 開会

2. [理事長・事務局等報告]

① 第45回理事会が3月11日に開催され、①令和6年度事業計画案と収支予算案を承認。②それに伴い、特定資産を640万円取り崩すこととした。③次期仁科記念賞選考委員を選考した。④仁科記念賞規程第5条第3項を「選考委員は、候補者を推薦することができない」と改正した。⑤2024年には資金調達および設備投資の予定はないことが報告された。⑥松林事務局長の重任が承認された。

議事録、事業計画書、収支予算書は、年度内に内閣府に申請した。これらと、改正された仁科記念賞規程は、HPに公示済み。

② 4月15日に、宮田会計監査人による会計監査、4月16日に荒船監事による業務監査が実施され、「妥当」との報告を受けた。監査報告書は、HPに公示済み。

③ 昨年度末より、中村道治評議員をチームリーダーとして「賛助会員・寄附者拡大」を進めている。当財団外部からのチーム参加者も募っている。

当公益財団法人への寄附者が税額控除を受けられるよう「税額控除証明書」を申請中。また、当財団へ500万円以上寄附した個人、または、1000万円以上寄附した法人が、国から「紺綬褒章」を受章できる、特別公益増進法人に認定されるよう申請中。

3. [運営諮問委員会への諮問事項]

- ① 令和5年度（2023年度）事業報告書（案）について
- ② 令和5年度（2023年度）決算書（案）について
- ③ 2024年版「財団案内」について：以下に「暫定版」（最終版を6月刊行予定）

資料：URL

<https://www.nishina-mf.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/■■■■2024AnnaiZantei.pdf>

- ④ 仁科記念賞候補推薦依頼文について（荒船監事指摘、早野常務理事確認）
 - 2021 年度仁科記念賞候補者推薦依頼
対象 広い意味の原子物理学及びその応用に関し、優れた研究業績をあげた比較的若い研究者を表彰。
 - 2022 年度仁科記念賞候補者推薦依頼
対象 基礎物理学及びその応用に関し、優れた研究業績をあげた研究者を表彰。
- ⑤ HP の「仁科芳雄デジタル記念館」を「デジタル仁科記念室」と名称変更することについて（理事長）：2023 年度の事業報告では「仁科芳雄デジタル記念館」と記載。3 月の理事会で承認された 2024 年度事業計画書では「デジタル仁科記念室」と記載。名称変更するか。 資料 URL: <https://www.nishina-mf.or.jp/doctor>
- ⑥ 本年度の第70回仁科記念賞授賞式を<12月6日（金）18:00～20:00>に学士会館>で開催することについて（藤川常務理事）
- ⑦ 本年度の第70回仁科記念講演会のテーマについて（早野常務理事）
- ⑧ 「仁科記念室史料に関する財団と理研の協定」について（早野常務理事）

[運営諮問委員会] 議長：永長直人委員長

議題 1. 前回議事録（案）の確認：議事録を確認。

議題 2. ①、②、③について：

矢野常務理事より①「事業報告書案」について説明があり、「受賞者が招待を希望する者（受賞1件あたり3名程度以内）を招待することとした」に統一した。

松林事務局長より②「決算書」について説明があった。

矢野常務理事より、③ 2024年版の「仁科記念財団案内」の暫定版が完成したので、検討ほしい旨、要請があった。

議題 3. ④について：

審議の結果：「基礎物理学及びその応用に関し、優れた研究業績をあげた比較的若い研究者を表彰」とすることとした。

議題 4. ⑤について：

HPの「仁科芳雄デジタル記念館」を「デジタル仁科記念室」と名称変更することとした。

議題 5. ⑥について：

本年度の第70回仁科記念賞授賞式を<12月6日（金）18:00～20:00 に学士会館>

で開催することとした

議題 6. ⑦について：

早野常務理事から、伊藤憲二氏による「仁科芳雄伝」の講演の例が挙げられた。今後、講演会テーマ、講演者と講演題目について募集したいので、早野常務理事までメールで提案して欲しい旨、呼びかけがあった。

議題 7. ⑧について：

伊藤監事より、理研との協定書（案）の説明があった。趣旨は「仁科記念室史料への関りは、当財団と理研は対等であり、今後とも双方、相手の意図を尊重して協力する」というものにすべし、というもの。具体的な協力は「覚書」に記述する。

4. 次回日程 その他

5月20日（月）第46回理事会（オンライン）：議案は以下の通り。

- ① 令和5年度（2023年度）事業報告書（案）及び決算書（案）の承認の件
- ② 第13回定時評議員会開催の件の件

5月20日（月）第2回運営会議・運営諮問委員会（オンライン）：議案は以下の通り。

- ① 第70回仁科記念講演会のテーマ及び開催場所の件

6月10日（月）第13回定時評議員会（ハイブリッド）：議案は以下の通り。

- ① 令和5年度（2023年度）事業報告書及び決算書の承認の件

7月23日（火）第3回運営会議・運営諮問委員会（ハイブリッド？）

5. 閉会、

第 70 回仁科記念講演について

2024 年 5 月 20 日 運営諮問会議資料

早野龍五

講師とテーマ

主講師

- 伊藤憲二さん（京都大学）
仁科芳雄博士評伝「励起」の著者である伊藤憲二さんを前回の会議で提案し、本人から内諾を得ました。ただし、12 月 6 日の場合は講義との調整が必要とのこと。

その他の講師候補

- 日笠健一氏、川合光氏
藤川先生の提案で、「素粒子物理学のこれから」について講演をお願いする案が出ています。
- 藤川先生
矢野常務理事および安藤先生より、仁科記念賞の歴史について藤川先生にお話いただいたらどうかという案が出ています。
- 岡本拓司さん（東京大学総合文化研究科）
以前、理化学研究所で「同時代の人々が見た理研仁科研究室」という講演をされた方です。現在、ご本人と意見交換中です。

会場と日時

前回の会議で、授賞式・懇親会を 12 月 6 日（金）に学士会館 203 号室で行うことが決定しました。ただし、学士会館で 12 月 6 日には講演会場が取れません。

代替案

- 12 月 5 日（木）：学士会館 202 号室が使用可能です。また、12 月 5 日であれば 210 号室を授賞式・懇親会場として使用できます（矢野常務理事より）。
- 国立科学博物館：岡本拓司さんの助言により同館に問い合わせましたが、12 月 5 日および 6 日ともに使用不可との回答を得ました。
- 日本学術会議講堂：12 月 6 日に開催する可能性について、森初果さんおよび櫻井博儀さんに検討を依頼しました。この件に関し、櫻井さんからご発言をいただく予定です。

仁科記念賞授賞式式次第（案）

1. 記念撮影 受賞者と同伴者、理事長、選考委員長、評議会議長、財団常務理事等
2. 理事長挨拶（6時開会、約3分）（司会 賞担当常務理事）
3. 仁科賞選考委員長選考報告（「業績概要」に基づき仕事の内容がわかる程度に約5分から10分。受賞者数による。）
4. 理事長による賞状およびメダル授与
5. お祝いの挨拶と乾杯の音頭 参加者の中から理事長および常務理事が選ぶ（司会 講演会担当常務理事）
6. 祝賀会途中の挨拶 参加者の中から理事長および常務理事が選ぶ
7. 祝賀会の閉会 7時半から8時ごろ（司会 総務担当常務理事）

なお、以上の式次第から変更がある場合は理事長が冒頭の挨拶でその旨を述べる。

受賞者は（各件あたり）3名以内の同伴者以外の関係者を授賞式に招待することができる。招待する方々の氏名を前もって事務局に知らせていただく。

授賞式の受付では、受賞者の業績概要、参加者名簿および名札を用意する。

授賞式への招待者の名簿は、理事長および常務理事全員が目を通して適宜更新する。

祝賀会は基本的に立食形式にする。ただし十分な数の椅子を用意する。

授賞式の会場の選択は運営助言委員会等の議論を参考にして決める。

授賞式会場の設営は、総務担当常務理事が事務局の人達を指揮して行う。

仁科芳雄博士の史料に関する協定書に関する覚書

1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所(以下、「甲」という)と公益財団法人仁科記念財団(以下、「乙」という)は、仁科芳雄博士の史料(以下、「仁科史料」という)に関し、科学技術の国民生活への貢献等の理解増進、科学技術に関心・興味を持つ人材の育成等に寄与することを目的として、「仁科芳雄博士の史料に関する協定書」(以下、「本協定」という)を締結する。甲と乙は本協定に伴う覚書を交わし、協力の実を上げることを目指す。

2. 相互尊重の精神

甲および乙は、従来から双方が仁科史料を維持管理研究してきた事実に鑑み、相互に相手の努力に敬意を表し、今後の仁科史料の活用において相互尊重の精神を持ってあたるものとする。

3. 活用における互助

甲および乙は、それぞれが保有する仁科史料の有効活用を図るとともに、相手からの利用要請に対し、特別な理由がない限り認めるものとする。

4. 発表における表記

甲および乙は、仁科史料を外部に発表する場合、互いに相手のクレジットを表記するものとする。特に、令和元年9月18日付寄付申込書により乙より甲へ寄付された文物については、その旨を明記するものとする。

5. 資料整理における協力

甲および乙は、仁科史料の整理に必要な協力をを行う。必要性や方法については担当者連絡会(仮称)を通じて判断・執行する。

6. 資料電子化における協力

甲と乙は、仁科史料の電子化において協力を進め、甲は自身が電子化した仁科史料を乙に提供する。

7. 第三者による有体物の利用

仁科史料の有体物の第三者利用については、第三者からの申し出に応じ、担当者連絡会(仮称)で協議し、協議結果を甲および乙が追認することによって認めるものとする。

8. 第三者による無体物の利用

仁科史料の無体物の第三者利用については、第三者からの申し出がある場合は前項に準じる。ただし、許諾なく利用された場合、甲または乙の発議により担当者連絡会（仮称）で協議し、適切なクレジットを求めることとする。

9. 担当者連絡会（仮称）の設置

甲と乙は、仁科史料の有効活用を図るため、担当者連絡会（仮称）を設置する。

構成と運営

- 担当者連絡会は、甲乙双方から同数の委員で構成する。
- 共同議長を設け、委員の任期は2年とする。重任を妨げない。
- 担当者連絡会の開催は共同議長の申し出によって行う。

担当課題

- 有体物および無体物の第三者利用に関する対応方針を調整する。
- 甲および乙それぞれが保有する仁科史料の活用に関する問題解決を行う。

検討結果の発効

- 担当者連絡会の合意結果は、甲および乙の追認によって発効する。

10. 覚書の有効期限

この覚書は、本協定が有効である限り有効とする。ただし、本協定の有効期間満了の半年前までに甲または乙から申し出ることによって修正できる。

本協定に合わせ本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方各1通を保有する。

2024年〇月〇日

甲：埼玉県和光市広沢2-1

国立研究開発法人理化学研究所

理事長 五神 真 印

乙：東京都文京区本駒込2丁目28-45

公益財団法人仁科記念財団

理事長 梶田 隆章 印

仁科芳雄博士の史料に関する協定書(案 5)

第 1 条(目的) 国立研究開発法人理化学研究所(以下、「甲」という。)と公益財団法人仁科記念財団(以下、「乙」という。)は、我が国の科学技術の発展に多大な足跡を残した仁科芳雄博士の史料(以下、「仁科史料」という。)に関する研究を行うことにより、科学技術の国民生活への貢献等の理解増進、科学技術に関心・興味を持つ人材の育成等に寄与する。

第 2 条(活用) 甲と乙は相手の意図を尊重し、それぞれが保有する仁科史料の有効活用を図り、必要な協力を行う。

第 3 条(保存・整理及び管理) 甲と乙のそれぞれが保有する仁科史料について、それらの保存・整理及び管理はそれぞれ保有するものを行う。そのために、甲と乙は必要に応じて協力する。

第 4 条(第三者の利用) 仁科史料の第三者による利用について、甲と乙は別途覚書によるような協議を経るものとする。

第 5 条(覚書) 本協定を履行するために必要な具体的事項は、別途覚書を締結する。

第 6 条(有効期間)

本協定は締結日より 2025 年 3 月末まで有効とする。ただし、有効期間満了の半年前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合には、本協定と同一の条件でさらに〇年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年〇月〇日

甲 埼玉県和光市広沢 2-1

国立研究開発法人理化学研究所

理事長 五神 真 印

乙 東京都文京区本駒込 2 丁目 28-45

公益財団法人仁科記念財団

理事長 梶田 隆章 印